

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、<u>特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの</u>の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する</p>

2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。
。) を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1) 個人の事業税 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後
3 年以内の各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして
法第17条の6の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」とい
う。）の例により計算した額に対して課する税額

(2)～(4) [略]

中小通算法人にあつては、1,900万円) 以上のもの（以下「特別償却設備」
という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。
以下この条において同じ。）を新設し、又は増設したものについて、次の
各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1) 個人の事業税 特別償却設備 (特定業務施設の用に供するものに限
る。次号において同じ。) を事業の用に供した日の属する年以後 3 年以
内の各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして法第17
条の6の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）
の例により計算した額に対して課する税額

(2)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の規定は、令和6年4月19日以後に同条例第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除及び不均一課税について適用する。